

「愛知県文化芸術活動応援金」の対象となる文化芸術活動事業の例示

・愛知県内で下表の事業を運営する中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
 (「持続化給付金」の給付対象と同じ)

・法人:愛知県内に事業所があること 個人事業者:愛知県内に住所地又は事業所があること

区 分	事業の例
映像情報制作・配給業、音声情報制作業	主として映画の制作・配給を行う事業所、アニメーションの制作を行う事業所 例)映画制作業、アニメーション制作業、テレビジョン番組制作
映画・演劇用品賃貸業	主として映画・演劇用物品を賃貸する事業所 例)映画・演劇用諸道具賃貸業、貸衣しよう業(映画・演劇用のもの)
著作家業	個人で詩歌、小説などの文芸作品の創作、文芸批評、評論などの専門的なサービスを提供する事務所 例)作家業、シナリオライター業、文芸批評家業、歌人業
芸作家業	個人で美術・音楽などの芸術作品の創作などのサービスを提供する事業所 例)美術家業、彫刻家業、鍍金家業、作曲家業、声楽家業、ピアニスト業、映画監督業、演出家業、画家業、漫画家業、能楽師業、写真家業(商業写真を除く)
映画館	商業的に映画の公開を行う事業所 例)映画館、野外映画劇場、映画館賃貸業
劇場	演劇を提供する事業所及びその附属の劇団、オーケストラ等 例)劇場附属の劇団、劇場附属のオーケストラ、劇場附属の歌劇団、劇場を持つ劇団、劇場賃貸業
興行場	落語、講談、浪曲などの娯楽を提供する事業所 例)寄席、演芸場、曲芸・軽業興行場、ライブハウス
劇団	契約により出演又は自ら公演し演劇を提供する事業所 例)劇団、歌劇団、俳優業、演劇興行請負業
楽団、舞踊団	契約により音楽、舞踊などの演出又は自ら公演する事業所 例)楽団、バンド、舞踊団、歌謡歌手業
演芸等興行団	契約により出演又は自ら公演し、落語などの娯楽を提供する事業所 例)寄席出演業、曲芸・軽業(かるわざ)団、落語家業、浪曲興行、音曲業
博物館、美術館	芸術等に関する資料を収集・保管し、展示する事業所 例)美術館、アートギャラリー
音楽教授業	主として音楽に関する技能・技術を教授する事業所 例)ピアノ教室、バイオリン教室、三味線教室、声楽教室
書道教授業	主として書道を教授する事業所 例)書道教室
生花・茶道教授業	主として生花・茶道を教授する事業所 例)華道教室、茶道教室
その他の教養・技能教授業	他に分類されない教養、技能、技術などを教授する事業所 例)囲碁教室、将棋教室、美術教室、手芸教室、工芸教室(彫金、陶芸など)、舞踊教室、バレエ教室、ダンス教室
文化団体	美術、演劇などの文化の向上に寄与するための活動を行う団体の事業所 例)日本芸術院
上記関連事業者	上記活動に必要な道具等を制作、販売等することを主とする事業所 例)毛筆・絵画用品製造業、舞台設営・録音・音響スタッフ、楽器レンタル業

・区分・事業の例については日本標準産業分類を参考に例示

【主な注意点】

- ・学校教育法による「専修学校」及び「各種学校」(音楽学校、書道学校、茶道・華道専門学校など)は対象外
- ・そろばん教室、英会話教室は教育活動のため対象外
- ・スポーツ興行場、スポーツ興行団、スポーツ施設提供業(野球場、フィットネスクラブ等)、スポーツ教授業(体操教室、柔道場、剣道場等)などのスポーツ関係事業は対象外
- ・工業製品のデザイン、営業や商品販売(販売促進)に関わるデザイン事業は対象外。ただし、デザインした成果物を芸術作品として公募展・イベントへ出展している場合などは対象とする場合があります。
- ・単に遊戯を行うための施設を提供する事業(ビリヤード場、マージャン荘、パチンコ店、カラオケボックス等)は対象外
- ・飲食の提供を主たる目的とする活動は対象外。ただし、本県固有の食文化に関する発信を主とする事業は対象（「本県固有の食文化に関する講演」や「本県固有の食文化に関する料理教室」等）